

国営かんがい排水事業実施要領

平成元年7月7日付け元構改D第533号
最終改正 令和2年4月1日付け元農振第2706号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

(農林水産省) 農村振興局長

(適用)

第1 国営かんがい排水事業（以下「本事業」という。）の実施については、国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業の内容)

第2 事業の実施内容は、次によるものとする。

(1) 要綱第2の2の(4)の「重要度及び緊急性の高い施設」とは、次のア及びイの要件に該当する施設とする。

ア 重要度が高い施設とは、施設の損壊、機能停止等が発生した際、次のいずれかの要件に該当する施設とする。

(ア) 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの

(イ) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの

(ウ) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの

イ 緊急性が高い施設とは、次のいずれかの要件に該当する施設とする。

(ア) 不測の事態が発生したもの

(イ) 要綱第3の広域基盤整備計画若しくは国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画又はこれらと同等の内容の計画において、緊急的な対応が必要とされたもの

(ウ) 要綱別紙8第2に掲げる原因究明等調査において緊急的な対応が必要とされたもの

(2) 要綱第2の3及び4においてファームポンド等までの農業用用水施設を本事業の対象にするのは、本事業として行う方が効率的又は経済的であることが明らかである場合に限るものとする。

- (3) 要綱第2の3及び4における「ファームポンド等」とは、次のいずれかとする。
- ア ファームポンド
 - イ 定圧・定量で配水することができる施設
- (4) 要綱第2の5における「農村振興局長が別に定める基準」とは、次のすべてに該当するものとする。
- ア 畑地かんがい施設の整備を契機として畑作物の産地形成が円滑に図られることが見込まれること
 - イ その受益地の面積の合計が本事業の受益地（畑）の10%以内であること
 - ウ 営農形態や流通体系等、畑作物の産地形成の観点からみて一体性を有する一の地域であること
- (5) 要綱第2の7により農業水利制御システムの整備を本事業の対象にするのは、本事業として行う方が地区全体の適正な水管理及び水利費の面から効率的であることが明らかでない場合に限るものとする。
- (6) 要綱第2の8の「農村振興局長が別に定める要件」は、要綱第2の2の農業用排水施設と一体となって効果を発現するものであり、かつ、末端支配面積がおおむね100ha（畑に係るものにあつては20ha）未満の農業用排水施設に係るものであることとする。
- (7) 要綱第2の8の「モデル事業」には、必要に応じて行う当該事業の実施に関する調査、設計及び成果のとりまとめを含むものとする。
- (8) 要綱第2の9の（1）の「それに相当する能力を有するもの」とは、以下のいずれかに該当するものとする。
- ア 当該施設により用水の供給を受ける土地において必要な農業用水の過半を超える用水を供給するための一連の用水系統を構成する用水施設
 - イ 排水施設
- (9) 要綱第2の9の（2）における軟弱地盤等に立地する施設とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する地盤に立地するものとする。なお、当該施設と一体となって機能を発揮する施設を含むことができるものとする。
- ア 粘性土N値4以下、砂質土N値10以下、有機質土又は人工地盤
 - イ 地震発生時に液状化の可能性がある砂質土
- (10) 要綱第2の10の耐震化対策は、一度発生すれば大災害になり得る地震動が発生した際、次のいずれかの要件に該当する施設を対象として行うものとする。
- ア 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの
 - イ 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの
 - ウ 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの
- (11) 要綱第2の10の地域防災対策の実施に当たっては、地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、本事業地区内の農業用排水施設を活用し、地域防災対策を強化するための対策を定めた地域防災連携強化計画を策定し、農村振興局長の承認を得るものとする。

(12) 要綱第2の10の地域防災対策は、以下のものとする。

ア 地盤沈下（地下水の採取が法律等により規制されている地域内の地盤沈下をいう。）、流域開発等の他動的要因により農業用の排水の効用がおおむね30%以上低下している農業用の排水施設及び当該施設に関連する農業用の排水施設の新設、廃止又は変更を行うもの。ただし、対象となる排水施設の機能回復に当たり、その周辺の用水路を嵩上げする等により用排兼用水路として整備し、用水を含めた排水の再編を行う場合等は、用水路も対象とすることができるものとする。

イ 農業用ダム等（国営土地改良事業等で造成されたダムその他のえん堤をいう。以下同じ。）で、異常な天然現象や流域の荒廃によって生じた堆砂等による機能低下が経年変化とともに顕著となっていること又は当該施設が河川区域内にある農業用河川工作物であり、その構造が河川管理上不相当であること等から災害のおそれが広域的に生じているものについて、その施設の機能回復を図るために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行うもの。

なお、「異常な天然現象」とは豪雨、暴風、洪水、高潮、地震その他異常な天然現象のことを、「機能低下」とは農業用ダム等が耐用年数以内であって、異常な天然現象により堆砂等の障害を生じ、通常の維持管理に耐えることができなくなっていることを、「構造が河川管理上不相当であること等」とは構造物の強度の不足、洪水流下能力の不足、構造物の転倒等の可能性その他これらに類する事由により河川の治水機能が低下していることをいう。

(13) 要綱第2の10の豪雨災害対策は、以下のものとする。

ア 要綱第2の10の「豪雨により排水能力不足が顕著となった農業用排水施設」とは、おおむね過去10年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業用排水施設に関する被害額が当該地域の農業所得額の10%を超過した地域にある施設とする。

イ 要綱第2の10の「豪雨災害を防止」とは、最大で30年に1回程度までの降雨規模に対応する整備水準の範囲内での対策のことをいう。

(14) 要綱第2の1に規定する事業の対象となる農業用排水施設と一体的に整備される太陽光発電施設は、次に掲げるものとする。

ア 停電時にも農業用排水施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業用排水施設へ直接供給できる機能を有するもの

イ 停電時にも発電電力を農業用排水施設の管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有するもの

(広域基盤整備計画)

第3 要綱第3に規定する広域基盤整備計画の策定及び広域基盤整備計画調査の実施については、広域基盤整備計画実施要領（平成11年3月19日付け11構改D第236号構造改善局長通知）に基づき行うものとする。

(地区調査及び全体実施設計の実施)

第4 要綱第4の1及び2に規定する地区調査及び全体実施設計の実施は、地区調査については、国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第717

号構造改善局長通知)、全体実施設計については、全体実施設計要綱(昭和54年3月20日付け54構改D第131号構造改善局長通知)に基づき行うものとする。

(施設長寿命化検討調査の実施)

第5 要綱第4の3に規定する施設長寿命化検討調査は、次により行うものとする。

(1) 施設長寿命化計画

要綱第4の3の(1)における施設長寿命化計画は、次に掲げる事項を記載するものとし、別記様式第1号に基づいて作成するものとする。

ア 地域特性と概要

イ 農業水利施設概要

ウ 施設機能診断

エ 施設別改修経費の概定

オ 整備年次計画の策定

カ 事業効用の概定

キ 事前積立の取組方針

ク 推進体制

ケ その他必要な事項

(2) 施設長寿命化計画の作成

地方農政局長は、当該地区に存する要綱第2の2から9までに定める施設について、(1)に定める事項について調査を実施し、施設長寿命化計画を作成するものとする。

(3) 調査結果の提出

地方農政局長は、施設長寿命化計画を作成した場合は、調査の最終年度の3月末日までに農村振興局長に提出するとともに、関係機関にその写しを送付するものとする。

(4) 施設長寿命化計画の変更

地方農政局長は、施設の老朽化の進展等の変化を踏まえ、必要に応じ、施設長寿命化計画の見直しを行うものとする。

(5) 調査の実施時期

調査は、要綱第4の1に規定する地区調査と併せて実施するものとする。

(地域防災連携強化計画)

第6 第2の(11)の地域防災連携強化計画は、以下の事項を内容として、別記様式第2号に基づき作成するものとする。また、地方農政局長は、地域防災連携強化計画を作成するに当たって、地域防災連携強化計画の取組の対象となる施設を管理する都道府県、市町村、土地改良区等と十分に協議・調整を行うものとする。

(1) 対象地域

(2) 取組内容

地域防災連携強化計画は以下のアからカまでのうち2つ以上の取組を記載するものとする。ただし、第2の(12)のイの対策を行う場合には、必ずオの取組を記載するものとする。

ア 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークによる施設情報の共有

- イ 豪雨前の水路内等の事前排水の湛水被害軽減等の防災・減災のための取組
- ウ ハザードマップの作成
- エ 防災体制の強化（連絡体制の整備）
- オ 関係機関と連携した農業用ダム等の機能回復に向けた土砂対策の取組
- カ その他地域の防災・減災力の向上のための取組

（指定工事の指定）

第7 要綱第5において1の指定工事に係る事業費はおおむね10億円以上であるものとする。なお、更新適期に応じた施設群単位で指定工事を指定し、投資の重点化、効果の早期発現を図ることが適当と認められるものについては、本制度の活用を努めることとする。

（軽微な変更の工事）

第8 要綱第6における「軽微な変更の工事」とは、1施設（用排水路については、主要工事計画の区分に従った路線単位）に係る事業費がダムについてはおおむね15億円、頭首工についてはおおむね5億円、その他の施設についてはおおむね2億円に満たないものとする。

（基幹施設と一般施設の区分）

第9 要綱第6の規定にかかわらず、各事業地区の実情に応じ、基幹施設を一般施設として区分することができる。

（複数の指定工事）

第10 要綱第5において、複数の指定工事を指定する場合、それぞれの指定工事ごとに土地改良事業計画において定めるとともに、要綱第7の1に定める事業及び第8の2に定める負担金の支払いの始期は、それぞれ指定工事ごとに適用する。なお、複数の指定工事を指定する場合は、それぞれの指定工事ごとの完了の時期が異なると明らかに見込まれる場合に限る。

（一括採択の特例）

第11 工事工程から、一括して採択することが必要と認められる場合には、要綱第7の1の規定にかかわらず、指定工事と指定工事以外の工事とを同時に採択できるものとする。

（採択基準）

第12 採択基準は次によるものとする。

また、採択する事業地区に係る地域が、要綱第3の規定による要件に合致する場合には、原則として、当該事業は当該地域において策定される広域基盤整備計画との整合性が図られている必要があるものとする。

- 1 かんがい排水事業

(1) 要綱第7の1の規定により区分して採択する場合

要綱第7の1の規定により、区分して採択する場合には、一期事業（当該事業のうち、早期に採択される部分をいう。以下同じ。）及び二期事業（当該事業のうち、一期事業以外の部分をいう。以下同じ。）の採択に当たり、次が満たされていること。

ア 一期事業

指定工事の指定がない場合と比較した国の負担割合の増分以上の地元負担割合の軽減が図られることを約する書面が関係都道府県から提出されていること。

この場合、国の負担割合の増分は、二期事業を含めて算定するものとする。

イ 二期事業

地元（申請人又は関係土地改良区及び関係市町村）の採択についての意向を確認する書面が提出されていること。

(2) 区分して採択されない場合（第11の規定により一括して採択される場合を含む。）

要綱第8の1の(1)の規定中、基幹施設の国の負担割合の適用を受ける地区については、その適用がない場合と比較した国の負担割合の増分以上の地元負担割合の軽減が図られていることを約する書面が関係都道府県から提出されていること。

2 国営造成土地改良施設整備事業

(1)、(2)及び(3)を満たしていること。

(1) 事業の性格から地区調査及び全体実施設計が省略されることから、次に掲げる書面が当該事業の実施を希望する年度の前年度の5月末日までに地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長。以下この第12において同じ。）から提出されていること。

ア 都道府県知事が、土地改良法（昭和24年法律第195号）第94条の6の規定により管理を委託している財産について事業実施の必要を認めた場合

都道府県知事が地方農政局長に提出した申出書（別記様式第3号）及び当該事業の概要（別記様式第4号）を添付した当該事業の計画の概要（別記様式第5号）

イ 国が管理を行っている施設について、地方農政局長が事業実施の必要を認めた場合

当該事業の概要（別記様式第5号）

(2) 事業の対象となる施設が、国営土地改良事業により造成された施設のうち、ダム、頭首工、用排水機場、幹線水路等の基幹的な農業用排水施設であること。

(3) 総事業費がおおむね10億円以上であること。

(国の負担割合の要件)

第13 要綱第8の1の(1)のウの(ウ)の「農村振興局長が別に定める要件」は、要綱第2の2の農業用排水施設と一体となって効果を発現するものであり、かつ末端支配面積がおおむね100ha（畑に係るものにあつては20ha）以上の農業用排水施設で

あることとする。

(負担軽減措置の指導)

第14 要綱第2の10の耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策は、災害の未然防止を図るものであることから、地方農政局長は、都道府県知事及び市町村長に対し、耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策に係る事業費のうち国庫負担額を除いた残額の負担については、都道府県費又は市町村費をもって充当し、受益農業者の負担軽減に努めるように指導するものとする。

なお、「耐震化対策及び地域防災対策に係る事業費」は、次により算定する事業費をいう。

$$A = B \times C / (C + D)$$

A：耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策に係る事業費

B：全体事業費

C：耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策に係る費用（工事費、測量設計費、用地及び補償費）

D：耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策以外に係る費用（工事費、測量設計費、用地及び補償費）

(土地改良事業計画書の様式の特例)

第15 国営造成土地改良施設整備事業に係る土地改良事業計画概要書及び土地改良事業計画書の作成については、土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通知）の規定にかかわらず、別記様式第6号及び第7号により行うことができるものとする。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙 1)

国営環境保全型かんがい排水事業

第 1 事業の内容

要綱別紙 1 第 2 において、水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設の整備とは、農用地等から発生する土砂及び肥料成分等の負荷物質の削減、地域資源の適正な農用地への還元及び農業用排水施設周辺に生息する動植物の生態系保全等に資する農業用排水施設及び付帯施設の整備をいう。

第 2 環境保全型農業農村基本計画の作成

対象地域の市町村長（1つの事業実施地区の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、原則として主たる市町村の長とする。以下同じ。）は、要綱別紙 1 第 3 の環境保全型農業農村基本計画（以下「基本計画」という。）を別記様式第 9 号に基づいて作成するものとする。

また、基本計画の策定に当たっては、地域環境保全型農業推進方針（環境保全型農業推進の基本的考え方（平成 6 年 4 月 18 日農林水産省環境保全型農業推進本部決定）に掲げる市町村推進方針をいう。）及び県資源循環型畜産確立基本方針（畜産振興総合対策事業実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 畜 B 第 312 号農林水産省畜産局長通知）第 4 に掲げる方針をいう。）との連携に留意するものとする。

第 3 事業管理計画

農業生産総合対策事業（農業生産総合対策事業実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 農産第 1550 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）、畜産振興総合対策事業（畜産振興総合対策事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 畜 B 第 310 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）、畜産環境総合整備事業（畜産環境総合整備事業実施要綱（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 畜 B 第 326 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）、畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備事業実施要綱（平成 9 年 10 月 8 日付け 9 構改 D 第 238 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）等との連携に配慮することにより、環境保全型農業の実現に資することを目的として、事業管理計画（別記様式第 10 号）を策定するものとする。

第 4 関係機関の指導

要綱別紙 1 第 2 に定める国営環境保全型かんがい排水事業（別紙 1 において「本事業」という。）においては、農業用排水施設が有する各種の機能を活用し、環境に調和した持続可能な農業生産に資するという本事業の趣旨に鑑み、国としても末端支配面積の要件緩和を行う等受益農業者の負担軽減を図っているところであり、北海道、沖縄県及び市町村においても、本事業の趣旨を十分勘案し、特段の配慮に努めるものとする。

第5 その他

北海道開発局長又は沖縄総合事務局長は、要綱別紙1第5の規定に基づき、要綱第2の1に規定する事業（本事業を除く。）をこの別紙1に基づく事業として実施しようとするときは、要綱別紙1第3の規定に基づく承認を受けた環境保全型農業農村基本計画との整合性を図りながら土地改良事業変更計画書の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和40年12月20日付け40農地C第389号農林事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続をとるものとする。

(別紙 2)

国営流域水質保全機能増進事業

第 1 地域用水対策協議会

- 1 要綱別紙 2 第 2 の 6 の地域用水対策協議会（別紙 2 において「協議会」という。）は土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）が要綱別紙 2 第 2 に定める国営流域水質保全機能増進事業（別紙 2 において「本事業」という。）の区域に 1 つ設置するものとする。
- 2 協議会は、次に掲げるものにより構成するものとする。
 - ア 事業実施主体
 - イ 市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）
 - ウ 土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）
 - エ 都道府県
 - オ 都道府県土地改良事業団体連合会
 - カ その他土地改良区等が必要と認める者
- 3 協議会の活動は、次の各号に掲げる内容を主たるものとする。
 - ア 地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整
 - イ 土地改良区等が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価
- 4 本事業においては、かんがい用水である農業用水が有する地域用水機能のうち、特に水質浄化機能の維持増進に資するものとする。

第 2 その他

地方農政局長は、要綱別紙 2 第 4 の規定に基づき、要綱第 2 の 1 に規定する事業（本事業を除く。）をこの別紙 2 に基づく事業として実施しようとするときは、土地改良事業変更計画書の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和 40 年 12 月 20 日付け 40 農地 C 第 389 号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続をとるものとする。

(別紙3)

国営農業用水再編対策事業

第1 事業の実施地域

要綱別紙3第3に規定する地域は、同1又は2の計算式中の水利権水量として、最大取水量、総取水量、平均取水量その他農林振興局長が適当と認める水量の表示の方法による水量を用いて得たいずれかの値が同1又は2を満たす地域をいうものとする。

第2 農業用水再編整備計画の作成

地方農政局長は、要綱別紙3第4の規定に基づき、要綱別紙3第2に定める国営農業用水再編対策事業（別紙3において「本事業」という。）に関する地域の合意形成及び利害関係の調整を図ることを目的として、次に定めるところにより、本事業を実施しようとする地域を対象とする農業用水再編整備協議会（別紙3において「協議会」という。）を設置し、農業用水再編整備計画（別紙3において「整備計画」という。）を作成するものとする。

- 1 地方農政局長は、次に掲げる者の中から地方農政局長が選定する者をもって構成される協議会を設置するものとする。
 - (1) 関係土地改良区等の受益者団体
 - (2) 農業用水、地域用水、都市用水等に係る新規の利水事業の実施が予定される事業主体
 - (3) 関係地方公共団体
 - (4) 学識経験者
 - (5) 関係行政機関
 - (6) その他必要と認められる者
- 2 地方農政局長は、協議会の助言により、次に掲げる内容からなる整備計画を作成するものとする。
 - (1) 農業用水の再編を行う目的及び構想
 - (2) 施設の整備に関する構想
 - (3) 事業実施後の管理に関する構想
 - (4) 事業及び管理に要する費用の負担に関する方針
 - (5) その他農業用水の再編を行うために必要な事項

第3 関係機関の指導

本事業においては、農業用水施設の整備を行うことにより農業用水の適正な利用と確保を図るとともに水資源の有効利活用に資するという本事業の趣旨にかんがみ、国としても末端支配面積の制限緩和を行う等受益農業者の負担軽減を図っているところである。都道府県及び市町村においても、本事業の趣旨を十分勘案し、特段の配慮を行うよう、地方農政局長は、都道府県知事及び市町村長を指導するものとする。

(別紙4)

国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）

第1 地域用水環境整備計画

- 1 要綱別紙4第3の地域用水環境整備計画（別紙4において「環境整備計画」という。）は、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 地区の概要
 - イ 地域の所在及び現況
 - ウ 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
 - エ 施設の整備等の構想及び基本計画
 - オ 関連事業
 - カ その他必要事項
- 2 要綱別紙4第4の2の環境整備計画の提出は、別記様式第11号によるものとする。
- 3 要綱別紙4第4の3の「別に定める基準」は、次に掲げる要件に該当するものであるものとする。
 - ア 当該地区内の末端支配面積5ha以上のすべての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10%以上であること。
 - イ 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね5%（水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年4月1日付け29農振第2703号農林水産事務次官依命通知）別紙4第2の2の水利用高度化推進事業と本事業を併せ行う場合にあっては10%）以上であること。
- 4 土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）は、環境整備計画を作成するに当たっては、第2に規定する地域用水対策協議会の意見を聴くものとする。

第2 地域用水対策協議会

- 1 土地改良区等は、本事業の区域に1つ、次に掲げる者から構成される地域用水対策協議会（別紙4において「協議会」という。）を設置するものとする。
 - ア 事業実施主体
 - イ 市町村（設置主体が土地改良区である場合に限る。）
 - ウ 土地改良区（設置主体が市町村である場合に限る。）
 - エ 都道府県
 - オ 都道府県土地改良事業団体連合会
 - カ その他土地改良区等が必要と認める者
- 2 協議会の活動は、次の各号に掲げる内容を主たるものとする。
 - ア 地域用水機能の維持・増進に係る水利用等についての利害関係者間の権利調整
 - イ 土地改良区等が実施する地域用水機能を維持・増進するための活動に対する助言及びその評価

第3 その他

地方農政局長は、要綱別紙4第5の規定に基づき、要綱第2の1に規定する事業（本事業を除く。）をこの別紙4に基づく事業として実施しようとするときは、要綱別紙4第4の規定に基づく承認を受けた環境整備計画との整合性を図りながら土地改良事業変更計画書の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和40年12月20日付け40農地C第389号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続をとるものとする。

(別紙5)

国営施設機能保全事業

第1 施設長寿命化計画

- 1 要綱別紙5第2に規定する施設長寿命化計画は、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 地域特性と概要
 - (2) 農業水利施設概要
 - (3) 施設機能診断
 - (4) 施設別改修経費の概定
 - (5) 整備年次計画の策定
 - (6) 事業効用の概定
 - (7) 事前積立の取組方針
 - (8) 推進体制
 - (9) その他必要な事項
- 2 施設長寿命化計画は、別記様式第1号に基づいて作成するものとする。

第2 農業用排水施設の機能保全に係る協議会

- 1 要綱別紙5第3の2の(2)のイに規定する農業用排水施設の機能保全に係る協議会(別紙5において「協議会」という。)は、施設長寿命化計画が、各地域の状況や特徴を考慮し、施設の長寿命化を図る上での方策等について関係者の意見を聴き、合意形成を図りつつ作成することが適切であることに鑑み、関係者間の調整を行うことを目的として設立する。
- 2 協議会は、行政機関、土地改良区、農業関係者、学識経験者等により構成することとする。
- 3 広域基盤確立推進協議会(広域基盤整備計画調査実施要領(平成11年3月19日付け11構改D第236号農林水産省農村振興局長通知)第4に規定する「広域基盤確立推進協議会」をいう。)等、同旨の組織が存在する場合には、協議会に代えることができるものとする。

第3 施設長寿命化検討調査の実施

要綱別紙5第2の1に規定する施設長寿命化検討調査の実施については、次によるものとする。

- 1 調査の申請
地方農政局長は、別記様式第8号により、施設長寿命化検討調査申請書(以下「申請書」という。)を、調査を開始しようとする年度の前年度の6月末日までに農村振興局長に提出するものとする。
- 2 調査対象地区の決定

農村振興局長は、1の規定により提出された申請書について審査を行い、各年度の国の予算の範囲内において調査を実施することが適当であると認めるときは、当該年度より当該調査を実施すべき地区として決定の上、地方農政局長に通知するものとする。

3 調査の実施

(1) 施設長寿命化計画の作成

地方農政局長は、2により調査の対象地区の通知を受けたときは、当該地区に存する要綱別紙5第3の1に定める施設について、第1の1に定める項目について調査を実施し、施設長寿命化計画を作成するものとする。

(2) 土地改良事業計画の案の作成

地方農政局長は、施設機能保全事業の採択に必要な書面の提出に先立ち、次により土地改良事業計画の案を作成するものとする。

ア 別表に定める内容の調査を行うものとする。

イ 土地改良事業計画の案の作成については、地方農政局長が関係都道府県、関係市町村及び土地改良区等（以下「関係機関」という。）と緊密な協力体制のもとに実施するものとする。

(3) 地方農政局長は、調査を効率的に実施するために必要がある場合には、調査の一部を関係機関、調査研究機関等に委託することができる。

4 調査結果の提出

地方農政局長は、施設長寿命化計画及び土地改良事業計画の案を作成した場合は、これらを調査の最終年度の3月末日までに農村振興局長に提出するとともに、関係機関にその写しを送付するものとする。

5 施設長寿命化計画の変更

地方農政局長は、施設の老朽化の進展等の変化を踏まえ、必要に応じ、1から4までに規定する手続に準じて施設長寿命化計画の見直しを行うものとする。

6 調査の実施期間

調査の実施期間は、原則として、3年以内とする。

第4 施設機能保全事業の実施

1 指定工事の指定

指定工事については、本要領第7にかかわらず、更新適期に応じた施設群単位で指定するものとし、投資の重点化、効果の早期発現を図ることが適当と認められるものについては、本制度の活用努めるものとする。

2 採択基準

要綱別紙5第2の2に規定する施設機能保全事業を実施する場合は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 次に掲げる場合において、それぞれ掲げる書面が当該事業の実施を希望する年度の前年度の5月末日までに地方農政局長から農村振興局長に提出されていること。

ア 都道府県知事が、施設長寿命化計画に位置付けられた施設について事業実施の必要を認めた場合

都道府県知事が地方農政局長に提出した申出書（別記様式第3号）及び当該事業の概要（別記様式第4号）を添付した当該事業の計画の概要（別記様式第5号）
イ 国が管理を行っている施設について、地方農政局長が事業実施の必要を認めた場合

当該事業の概要（別記様式第5号）

(2) 総事業費がおおむね10億円以上であること。

第5 その他

- 1 要綱別紙5第6の規定に基づき、要綱第2の1に規定する事業（国営施設機能保全事業を除く。）をこの別紙5に基づく事業として実施しようとするときは、地方農政局長は、施設長寿命化計画を作成し所要の手续をとるものとする。
- 2 地方農政局長は、国営施設機能保全事業の実施を希望する土地改良区等が、受益者負担等に係る事前積立の取組を行うよう、助言又は指導するものとする。

別表（第3の3(2)ア関係）

内 容
(1) 受益地調査
(2) 気象調査
(3) 営農計画調査
(4) 用排水計画調査
(5) 環境配慮調査
(6) 設計積算
(7) 効用調査
(8) 環境影響評価調査
(9) 協議調整

(別紙6)

高収益作物導入促進事業

第1 事業の内容

- 1 地方農政局長は、要綱別紙6に規定する高収益作物導入促進事業（別紙6において「本事業」という。）を実施しようとする場合は、当該地域を対象として、要綱別紙6第2の1の（1）の高収益作物導入計画を別記様式第12号により作成し、農村振興局長の承認を受けるものとする。
- 2 要綱別紙6第2の1の（1）の高収益作物導入計画における目標年度（別紙6において「目標年度」という。）は、事業完了予定年度の5年後までのいずれかの年度とすることとし、対象事業の進捗状況に応じて変更できるものとする。
- 3 地方農政局長は、本事業を行う場合は、目標年度における当該地区に係る事業実施の実績等を別記様式第13号により目標年度の翌年度の5月末日までに農村振興局長に報告するものとする。
- 4 地方農政局長は、要綱第2の3の規定に基づき本事業を実施しようとするときは、高収益作物導入計画を別記様式第12号により作成し、農村振興局長の承認を受けるとともに、関係都道府県、市町村及び土地改良区等の意向を確認し、その旨の申出書を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長は、必要に応じて土地改良事業計画の変更案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和40年12月20日付け40農地C第389号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続を行うものとする。
- 5 要綱第2の10に規定する耐震化対策又は地域防災対策を一体的に行うこととしている要綱第2の1に規定する事業（本事業を除く。）であって、要綱別紙6第2の3の規定に基づき本事業を実施しようとする場合であっても、耐震化対策又は地域防災対策を実施しなければならない。また、要綱第2の1に規定する国営水利システム再編事業（農地集積促進型）であって、要綱別紙6第2の3の規定に基づき本事業を実施しようとする場合であっても、要綱別紙7第2の1に規定する要件を満たす必要がある。

第2 産地形成調査の実施

要綱別紙6第3に規定する産地形成調査は、次により行うものとする。

1 促進調査

要綱別紙6第3の1に規定する促進調査については、国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第717号構造改善局長通知）に基づき行うものとする。ただし、地方農政局、当該地区の存する都道府県、市町村、関係土地改良区、農業協同組合等地域の実情に応じた主体で構成される協議会（別紙6において「協議会」という。）により、地域の営農状況、事業実施後の営農展開等について検討し、その内容を土地改良事業計画の案及び高収益作物導入計画に反映させるものと

する。

2 状況調査

(1) 要綱別紙6第3の2に規定する状況調査については、協議会における検討に基づき、高収益作物が導入されるとともに、確実に定着するよう促進調査において策定した高収益作物導入計画のフォローアップ及び当該フォローアップの結果に基づき必要に応じて実施する改善対策並びに調査成果の取りまとめ等を行うものとする。

(2) 状況調査の地区の申請及び決定は、次により行うものとする。

ア 地方農政局長は、状況調査を実施しようとする場合は、状況調査の実施について協議会を構成する関係機関の内諾を得ておくとともに、状況調査実施希望年度の前年度の6月末日までに、状況調査申請書を農村振興局長に提出するものとする。

イ 農村振興局長は、アにより申請のあった地区の中から、予算の範囲内で状況調査地区を決定して、その旨を地方農政局長に通知するものとする。

(別紙 7)

国営水利システム再編事業（農地集積促進型）

第 1 事業の内容

事業の実施内容は、次によるものとする。

1 要綱別紙 7 第 2 の 1 の農村振興局長が別に定める担い手農地集積計画における目標年度（別紙 7 において「目標年度」という。）は、事業完了予定年度の 5 年後までのいずれかの年度とすることを原則とし、対象事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

2 要綱別紙 7 第 2 の 1 の農村振興局長が別に定める基準は次のとおりとする。なお、担い手（要綱別紙 7 第 2 の 1 の担い手をいう。別紙 7 において同じ。）の選定に当たっては、それぞれの地域の実情を勘案できるものとする。

(1) 農業者（農業生産法人を含む。）の場合

認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「経営基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項の認定を受けた者をいう。別紙 7 において同じ。）であること又は次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 専ら若しくは主としてその農業経営に従事すると認められる 16 歳以上の農業従事者がいること又は後継者が近く農業に従事する見込みがあると認められること（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員の中に当該農業従事者がいるものであること。）。

イ 現に農業経営者として農業に従事している、又は新規就農希望者（農業後継者を含む。）若しくは新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と必要な知識及び技術を有すると認められること。

ウ 事業完了時における経営等農用地（要綱別紙 7 第 2 の 1 の農地をいう。以下同じ。）の面積（農業生産法人にあっては、経営等農用地の面積をその常時従事者たる構成員の数で除して算出した面積）が、おおむね 3.5ha（露地野菜単一経営、果樹単一経営及び施設園芸単一経営にあっては作物ごとに市町村長が知事と協議して定める面積、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農村振興局長の意見を聴いて地域ごとに定める面積）を超えていること。

なお、この基準による面積の適用が困難な地域にあっては、市町村長が都道府県知事と協議して別の面積を指定することができることとするが、この協議に際して都道府県知事は、あらかじめ地方農政局長の意見を聴くものとする。

エ 6 により地方農政局長が作成する担い手農地利用集積計画の目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

(2) 生産組織の場合

次に掲げる全ての要件を備えていること。

ア 農業者の組織であり、その構成員の加入脱退にかかわらず、同一の目的を有す

る組織体として存続し、代表者、組織の運営、機械及び施設の管理利用、受託料金等に関する規約を定めているものであること。

イ 主たる従事者の中に、(1) のア及びイの要件を満たす者がいること。また、事業完了時において、基幹ほ場3作業(5に規定する作業をいう。以下同じ。)についてそれぞれのオペレーターの作業面積(生産組織における受託以外で自らの所有権等に基づき農作業を行っている場合には、当該作業面積を含む。)が(1)のウに定める基準を超えていること。

ウ 目標年度までに法人かつ認定農業者となることが確実に見込まれること。

(3) 集落営農の場合

目標年度までに特定農業団体(経営基盤強化法第23条第4項の特定農業団体をいう。)又は次に掲げる全ての要件を満たす組織となることが確実に見込まれること。

ア 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。

イ その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする農業生産法人となることに関する計画であって、次に掲げる基準に適合するものを有しており、かつ、その達成が確実に見込まれること。

(ア) 農業生産法人となる予定年月日が定められており、かつ、その日が、当該計画の策定の日(以下「計画策定日」という。)から起算して5年を経過する日前であること。

(イ) 当該団体が農業生産法人となるために実施する事項及びその実施時期が定められていること。

(ウ) 当該団体の主たる従事者が目標とする農業所得の額(以下「目標農業所得額」という。)が定められており、かつ、その額が当該団体がオに規定する農地の利用の集積の目標を定める区域に係る市町村の基本構想(事業実施区域に係る市町村が、経営基盤強化法第6条第1項に基づき定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想。以下「基本構想」という。)において農業経営基盤の強化の促進に関する目標として定められた目標農業所得額と同等以上の水準であること。

(エ) 当該団体が目標とする農業経営の規模、生産方式その他の農業経営の指標が定められており、かつ、その内容が、基本構想で定められた効率的かつ安定的な農業経営の指標と整合するものであること。

ウ その耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担していること。

エ その耕作に係る利益を全ての構成員に対し配分していること。

オ 基本構想において定められた農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準に適合する区域における農地の利用の集積の目標(計画策定日から起算して5年を経過する日前に、当該区域内の農地の面積の3分の2以上(当該団体が、当該区域内の生産調整面積の過半について主な基幹作業(水稲については耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀、麦及び大豆については耕起・整地、播種及び収穫、その他の品目についてはこれらに準ずる農作業をいう。)の委託を受ける場合にあっては、2分の1以上)の利用の集積を行うことを内容

とするものに限る。) が定められており、かつ、その達成が確実と見込まれること。

(4) 法人（農業生産法人を除く。）の場合

当該事業の完了年度において認定農業者となることが確実と見込まれるものとして市町村長が認定する者であること。

(5) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）に位置づけられていること。

(6) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

3 2の「地域の実情を勘案」とは、事業実施区域に係る市町村の基本構想における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。

4 要綱別紙7第2の1の農村振興局長が別に定める経営等農用地は、所有権若しくは利用権（経営基盤強化法第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権利に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農用地をいう。

5 2の（2）のイの「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあつては次に掲げるもののうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とし、その他特別な栽培手法によるもの等にあつてはこれに準じて取り扱う作業とする。

(1) 耕起

(2) 代かき

(3) 田植え又は播種

(4) 収穫

6 地方農政局長は、本事業を実施しようとする地域を対象として、要綱別紙7第2の1の農村振興局長が別に定める農地利用集積計画を別記様式第14号により作成し、農村振興局長の承認を受けるものとする。

第2 水利システム再編計画策定調査の実施

要綱別紙7第3の1については、国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第717号構造改善局長通知）に基づき行うものとする。

第3 事業の達成状況報告等

地方農政局長は、次により農村振興局長に本事業の実施状況等を報告するものとする。

- 1 事業施行後2年ごとに、当該年度に係る当該地区の実施状況等を別記様式第15号により翌年度の5月末日までに報告する。
- 2 当該地区に係る事業実施の実績等を、別記様式第16号により事業完了年度及び目標年度の翌年度の5月末日までに報告する。

第4 その他

地方農政局長は、要綱別紙7第4の規定に基づき、要綱第2の1に規定する事業（本事業を除く。）をこの別紙7に基づく事業として実施しようとするときは、関係都道府県、市町村及び土地改良区の意向を確認するとともに、その旨の申出書を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長は、必要に応じて土地改良事業変更計画の案を作成し、国営土地改良事業計画変更取扱要領（昭和40年12月20日付け40農地C第389号農林水産事務次官依命通知）等に従い、所要の計画変更手続をとるものとする。

(別紙 8)

国営施設応急対策事業

第 1 事業要件

- 1 原因究明等調査のうち、不測の事態の発生原因の究明調査を実施する場合は、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 調査・設計・施工・管理にわたり原因の所在の特定が困難なもの
 - (2) 施設の機能・周辺地域に影響を及ぼしているもの、又は及ぼすおそれがあるもの
- 2 要綱別紙 8 第 2 の 2 の (2) における「農村振興局長が別に定める計画」とは、次の (1) 若しくは (2) 又はこれらと同等の内容の計画とし、原因究明等調査のうち、要綱別紙 8 第 2 の 2 の (2) における施設長寿命化計画の作成を実施する場合には、これら計画のいずれかが作成されている施設を対象とする。
 - (1) 国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 25 37 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に掲げる機能保全計画
 - (2) 要綱第 3 に掲げる広域基盤整備計画
- 3 要綱別紙 8 第 2 の 2 の (3) における「農村振興局長が別に定める要件に該当する施設」とは、一度発生すれば大災害になり得る大規模地震動が発生した際、以下のいずれかの要件に該当する施設とし、原因究明等調査のうち、耐震性の点検・調査を実施する場合は、これら施設のいずれかを対象とする。
 - (1) 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの
 - (2) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が大きいもの
 - (3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの
 - (4) 地域の農業生産活動への影響が大きいもの
- 4 応急対策を実施する場合は、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 事態発生の責任の所在の明確化が困難なもの
 - (2) 緊急性があり、かつ即応しない場合、二次被害や第三者被害の発生のおそれがあるもの
- 5 対策事業を実施する場合は、応急対策の対象施設を含め、施設の更新又は補修・補強を行う必要があるものを対象とする。

第 2 応急対策

要綱別紙 8 第 3 に規定する応急対策の実施については、次によるものとする。

- 1 応急対策の申請

土地改良区等の施設管理者は、応急対策の実施の申請を行う場合にあっては、別記様式第 17 号により、応急対策実施申請書を都道府県を經由して地方農政局長に提出するものとする。
- 2 応急対策計画

(1) 要綱別紙8第3の2に規定する応急対策計画は、別記様式第18号に基づき、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 施設名、構造、所在地、受益面積

イ 施設状況

ウ 本事業による応急対策の必要性

エ 事業費負担に係る方針

オ 応急対策計画の内容

カ その他必要な事項

(2) (1)の応急対策計画を作成したときは、速やかに農村振興局長に提出するとともに、関係都道府県、関係市町村及び土地改良区等（別紙8において「関係機関」という。）にその写しを送付するものとする。

3 応急対策の実施

地方農政局長は、本事業により応急対策を実施することが適当であると認めるときは、2の応急対策計画に基づき応急対策を実施することができるものとする。なお、応急対策を実施した施設については、施設長寿命化計画を作成するとともに、当該施設において行う国営土地改良事業において、施設長寿命化計画を踏まえた対策を実施するものとする。

4 実施結果の報告

要綱別紙8第3の3の報告は、別記様式第19号により、応急対策実施年度の翌年度の6月末日までに農村振興局長に提出するものとする。

第3 原因究明等調査

要綱別紙8第4に規定する原因究明等調査の実施については、次によるものとする。

1 調査の実施

(1) 地方農政局長は、原因究明等調査のうち、不測の事態の発生原因の究明調査を実施することが適当であると認めるときは、原則として、不測の事態の発生原因及び第2の2に定める項目について調査を実施するものとする。また、併せて、周辺施設の状況について調査を実施することができるものとする。

(2) 地方農政局長は、原因究明等調査のうち、施設長寿命化計画の作成を実施することが適当であると認める場合には、別記様式第1号により作成するものとし、必要に応じ、施設長寿命化計画作成のための調査を実施することができるものとする。また、地方農政局長は、施設の老朽化の進展等の変化を踏まえ、必要に応じ、施設長寿命化計画の見直しを行うものとする。

(3) 地方農政局長は、原因究明等調査のうち、耐震性の点検・調査を実施することが適当と認める場合は、別記様式第20号により耐震性点検・調査計画を作成し、当該計画に基づく点検・調査を実施するものとする。また、耐震性点検・調査計画を作成したときは、速やかに農村振興局長に提出するとともに、関係機関にその写しを送付するものとする。

(4) 地方農政局長は、要綱別紙8第4の2に基づき土地改良事業計画の案を作成（土地改良事業計画の案の作成に必要な調査を含む。）する場合は、次のア及びイによ

るものとする。

ア 本事業に係る土地改良事業計画概要書及び土地改良事業計画書の作成については、土地改良事業の計画の概要及び計画作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通知）の規定にかかわらず、別記様式第6号及び第7号により行うことができるものとする。

イ 土地改良事業計画の案の作成については、地方農政局長が関係機関と緊密な協力体制のもとに実施するものとする。

(5) 地方農政局長は、調査を効率的に実施するために必要がある場合には、調査の一部を関係機関、調査研究機関等に委託することができる。

2 調査結果の報告

(1) 要綱別紙8第4の3の報告は、別記様式第21号により、調査の実施年度の翌年度の6月末日までに提出するものとする。

(2) 地方農政局長は、本調査において施設長寿命化計画又は土地改良事業計画の案を作成した場合は、これらを速やかに農村振興局長に提出するとともに、関係機関にその写しを送付するものとする。

第4 対策事業

要綱別紙8第5に規定する対策事業の採択に当たっては、次に掲げる事項を満たすものとする。

1 次の(1)又は(2)に掲げる場合において、それぞれに掲げる書面が当該事業の実施の申請前までに地方農政局長から農村振興局長に提出されていること。

(1) 都道府県知事が、土地改良事業計画の案に位置付けられた施設について事業実施の必要を認めた場合

都道府県知事が地方農政局長に提出した申出書（別記様式第3号）及び当該事業の概要（別記様式第4号）を添付した当該事業の計画の概要（別記様式第5号）

(2) 地方農政局長が、国が管理を行っている施設について事業実施の必要を認めた場合

当該事業の計画の概要（別記様式第5号）

2 1箇所あたりの事業費が2千万円以上であること。

(別紙 9)

国営施設集約再編事業

第 1 事業の内容

- 1 要綱別紙 9 第 2 の 1 の (1) の「補修又は更新を要するもの」の基準は、要綱第 4 の 1 に定める地区調査において、施設の機能診断結果に基づき、補修又は更新が必要と判断されたものとする。
- 2 要綱別紙 9 第 2 の 1 の (2) の「集約・再編」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 2 以上の施設を対象とし、かつこれらの施設が有する機能を 1 以上の施設に集約するもの（施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む。）
 - (2) 営農計画の変更等に伴い、対象施設の規模を縮小するもの。
- 3 要綱別紙 9 第 2 の 1 の (3) の「総費用」は、事業を実施した場合に要する工事費、用地費及び補償費等の事業費であり、次の算式により算出するものとする。

$$\begin{aligned} \text{総費用} &= \text{当該事業に要する事業費} \\ &\quad + \text{当該事業により整備される施設及び関連するすべての既存施設の資産価額} \\ &\quad + \text{耐用年数が満了した一部施設の再整備費} \\ &\quad - \text{評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額} \end{aligned}$$

第 2 地区調査の実施

- 1 要綱別紙 9 第 3 に規定する地区調査の実施に当たっては、地方農政局、当該地区の存する都道府県、市町村、関係土地改良区、農業協同組合等地域の実情に応じた主体で構成される協議会において、地域の営農状況、事業実施後の営農展開等について検討し、その内容を土地改良事業計画の案に反映させるものとする。
- 2 前項の協議会は、目的に鑑み、同旨の組織が存在する場合には、協議会に代えることができるものとする。
- 3 要綱別紙 9 第 3 の 2 の総費用の低減を確認するにあつては、集約・再編を行う施設について、当該施設をそれぞれ単独で更新した場合の総費用と、当該施設を集約・再編した場合の総費用（施設の新設又は機能向上に要する費用を含む。）をそれぞれ算出した上で比較するものとする。